

長崎国際大学において労働法制等の講義を実施しました

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度から実施しています。

令和元年12月19日（木）10時40分から90分間、長崎国際大学において282名の学生を対象に、『働く』前に、『働く』ときに、知っておきたい法律のはなし」というテーマで、4101教室（受講生228名）を長崎労働局の金成局長が、2101教室（受講生64名）をハローワーク佐世保の福田所長がそれぞれ担当して講義を実施しました。

講義では、就職前、就職後、退職時に必要な労働法の知識として、「労働契約」を初めとした労働法制等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

講義後のアンケート《全受講生中218名（うち46名は外国人留学生）から回答あり》では、約95%から「参考になった」と回答がありました。

また、興味を持った講義の内容は、多い順に「有給休暇」について20.6%、「給料」について20.3%、「労働契約」について11.7%、「採用内定」について10.4%、「残業」8.4%でした。

なお、受講者の約9割が大学1年生ということもあり、将来の就職希望地を「未定」と回答された方が全体の43%を占めました。

今後も長崎労働局は、県内の大学等と連携して労働関係法令等の周知・啓発に努めます。



4101 教室の講義風景



2101 教室の講義風景